

会員数 430
男 349
女 81
30. 1. 1現在

会員の皆様へ
事務局だより

第71号 30. 1. 10発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年のご挨拶

理事長 杵村喜芳

新年あけましておめでとうございます。新しい年が、当センターにとつて更なる発展の年となりますよう関係機関の皆様
の暖かいご支援を賜りながら役職員共々
努力を行っていく所存でございます。

さて、本年は、平成30年という一つの節目の年を迎えたわけでありますが、政府は昨年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を来年4月30日とする政令を決定し、陛下が来年4月30日に退位され、皇太子さまが翌5月1日に即位される日程が正式に決まりました。これにより、来年4月末で「平成」の時代は幕を閉じることになるわけでありますが、国の内外の情勢を見ますと、決して先行きが明るいとはいえない状況であります。少子化により年々人口が減少しており、とりわけ働く世代の減少は深刻な社会問題であります。当センターに於きましても、多くの事業所で定年延長や再雇用制度が定着した結果、入会申込者が減少し、会員数の確保が大変厳しくなっております。

こうした状況を踏まえ、当センターでは、平成30年度からスタートし、平成34年度を目標年次とする第2次中期計画を策定致しました。今後はこれに基づき、役職員が力を合わせ会員の拡充と資質の向上を図り、就業機会拡大の推進に努力して参ります。

本年が会員皆様、ご関係各位に最良の年となりますよう、心から祈念させて戴き、新年の挨拶と致します。



◎通常理事会の開催状況について

平成29年度第6回通常理事会が11月30日当センター会議室で理事・監事が出席して次のとおり開催されました。

議案

①正会員入会申込者の承認について
入会申込者14（男14名）

②公益社団法人香芝市シルバー人材センター地区安全対策員要綱を廃止する要綱(案)の制定について

《廃止理由》

会員の安全対策については、安全委員会が十分に機能しており、地区安全対策員要綱の運用実績がないため。

③公益社団法人香芝市シルバー人材センター安全委員会規程の一部改正(案)について

《改正理由》

地区安全対策員要綱の廃止に伴い、必要な条文の改正を行う。

④公益社団法人香芝市シルバー人材センター委員等の実費弁償に関する規程の一部改正(案)について

《改正理由》

地区安全対策員要綱の廃止に伴い、必要な条文の改正を行う。

⑤公益社団法人香芝市シルバー人材センター第2次中期計画(案)の策定について

《主な策定内容》

・基本理念

「自主・自立・共働・共助」を基本に、センター運営体制の整備、事業活動の一層の充実を目指す。

・基本計画

- ・ 会員の拡充と資質の向上
- ・ 受注の拡大と普及啓発の推進
- ・ 適正な財政運営の推進
- ・ 組織体制の充実
- ・ 事務所移転計画
- ・ 設立20周年記念事業の実施
- ・ 安全・適正就業の徹底
- ・ 公益目的事業該当項目
- ・ 高齢者の福祉の増進
- ・ 勤労意欲のある者に対する勤労支援
- ・ 地域社会の健全な発展
- ・ 計画期間
- ・ 平成30年度から平成34年度

議案は、慎重審議の結果いずれも議決承認されました。

◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）1億2,466万円で前年度と比較して441万円、率にして3.7%の増となりました。

一般労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は30件で、契約金額（累計）は、2,667万円となりました。前年度と比較して件数で6件、契約金額で52万円の減となりました。

仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：円

区分	平成29年度		平成28年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	3	8,500	6	61,500	△3	△50.0	△53,000	△86.2
技能群	998	18,032,550	929	17,705,940	69	7.4	326,610	1.8
事務整理群	12	259,753	14	194,400	△2	△14.3	65,353	33.6
管理群	116	39,522,665	119	39,066,524	△3	△2.5	456,141	1.2
折衝外交群	0	0	6	90,816	△6	△100.0	△90,816	△100.0
一般作業群	1,136	44,804,816	1,109	41,561,982	27	2.4	3,242,834	7.8
サービス群	41	761,005	44	522,240	△3	△6.8	238,765	45.7
その他	0	0	2	6,000	△2	△100.0	△6,000	△100.0
計	2,306	103,389,289	2,229	99,209,402	77	3.5	4,179,887	4.2

就業実績（11月）

月間就業実人員	239人	月間就業率	57.0%
1日平均就業人員	97.2人	1日平均就業時間	4.1時間
1月平均就業日数	12.2日	1月平均配分金額	59,846円

就業実人員（4月～11月）

就業実人員	310人（男251人・女59人）	就業率	74.0%
※ 派遣事業を含む	就業実人員 360人	就業率	85.9%

《 配分金収入に対する所得税（平成29年分） 》

◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**3月15日までに**確定申告をしていただく必要があります。

なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、65万円を上限として**最低保障必要経費**が認められております。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低65万円。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（65万円）は、65万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。

公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

【計算例示】 センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 63万円
- ② 給与収入 18万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 公的年金収入 130万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る計算)

$$\begin{aligned} 180,000 \text{円 (給与収入)} & - 180,000 \text{円 (給与所得控除額)} = 0 \text{円} \text{【A: 給与所得に対する所得金額】} \\ 630,000 \text{円 (配分金収入)} & - (650,000 \text{円} - 180,000 \text{円}) \text{ (配分金に対する最低必要経費)} \\ & = 160,000 \text{円} \text{【B: 配分金に対する所得金額】} \end{aligned}$$

(2) (公的年金収入に係る計算)

$$1,300,000 \text{円} \times 100\% - 1,200,000 \text{円 (公的年金等の控除額)} = 100,000 \text{円} \text{【C: 公的年金収入に対する所得金額】}$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

（注）平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ控除前の公的年金収入が400万円以下である場合の申告不要制度が設けられました。

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

$$A + B + C = 0 \text{円} + 160,000 \text{円} + 100,000 \text{円} = 260,000 \text{円 (所得金額)}$$

$$\text{課税所得金額} = 260,000 \text{円 (所得金額)} - 380,000 \text{円 (基礎控除)} = (\text{マイナスとなるので} 0 \text{円})$$

従って、この会員の場合、課税所得がないので、確定申告の必要がありません。

※ 源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合は、確定申告をすることでその所得税が還付されます。

（注）平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

従って、課税所得金額の計算結果がプラスとなる会員さんの場合。

$$\text{課税所得金額に所得税率を掛けた金額 (所得税額)} \times 102.1\% \text{ (復興特別所得税率)} = \text{納付税額となります。}$$

(百円未満切捨て)

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。

○葛城税務署 TEL 22-2721

◎「第4回かしば産業展」に出展参加します

- ・開催日 平成30年3月4日(日)
- ・時間 午前10時～午後3時
- ・場所 ふたかみ文化センター
市民ホール内



◎「第2回シルバーフェスタinなら」に出展参加します

- ・開催日 平成30年1月27日(土)
- ・時間 午前10時～午後4時
- ・場所 奈良産業会館(大和高田市)
1階大ホール・展示ホール他

主催
公益社団法人
奈良県シルバー人材センター協議会

【展示即売会】

野菜・手芸品・手編み作品

さおり織りなど

【展示】

絵画・写真・書道・木工・陶芸・盆栽
手芸品など

【講演】

『出張！ゴルゴ塾 命の授業』



講師

お笑いコンビTIM
ゴルゴ松本 氏

・講演時間 午後1時30分～午後3時

※講演は無料ですが、あらかじめ申込
が必要で、シルバーフェスタの
インフレットに付属の申込書をFAX
または郵送で送って下さい。

公益社団法人
奈良県シルバー人材センター協議会

TEL 0745-54-6800
FAX 0745-54-6888

◎シルバー人材センターのPRをお願いします

会員の皆さんにより多くの就業機会の提供を行うために、香芝市の協力で広報紙などを通じて周知を図りますが、PRは『ロコミ』が一番効果的と考えています。会員皆さんが力を合わせてセンター事業の発展のために、市民の皆様にも「簡単な仕事なら、シルバーへ電話を」、「誠実で行き届いた仕事をします」など、センターのPRをお願いします。

〈お願い〉

◆会費の納入と会員証の更新について

センター会費規程により、平成29年度分の会費(2,000円)は、4月末までに納入していただくことになっています。会費の納入と同時に会員証の更新を行いますので、古い会員証を事務局に持参して下さい。

◎緊急連絡先

仕事中に事故や急病など緊急事態が起きた時は、すみやかにセンター事務局に連絡して下さい。些細な事であっても必ず連絡をお願いします。

センター事務局 TEL 79・6601